

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで

当時私はA店を経営しており、隣では主人がB店を経営していた。町の国民年金委員に申立期間の未納を指摘され、夫婦一括で納付したはずなので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、一部期間においては前納制度を活用していることなどから、申立人の保険料納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間について「町の国民年金委員に未納を指摘され、その後一括して国民年金保険料を納付した。」と主張するとおり、申立人の保険料納付記録には、過年度納付により未納を解消している事実がうかがえる。

さらに、町の国民年金保険料納付記録には、申請免除とされていない期間を後日、追納で納めたとする期間があるなど、不適切な事務処理がみられる。

加えて、申立人は、申立期間前後において、生活環境に変化は無く、収入的にも安定していたとのことであるから、申立期間に隣接する各年度において国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間のみ保険料を未納とすることは不自然と考えられる。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで

当時私はA店を経営しており、各学校及び公共機関とも取引を行い国民年金保険料の滞納は許されざるものだった。また、妻もB店を経営し、経済的には支払いに問題は無かった。申立期間については、主に保険料を納付していた妻が、町の国民年金委員から未納を指摘され、夫婦で一括納付したはずなので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、一部期間においては前納制度を活用していることなどから、申立人の保険料納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、「外回りの途中、自分が直接役場の出納に国民年金保険料を納付することもあったが、主に保険料の納付を行っていたのは妻であった。」と主張しており、その妻が「町の国民年金委員から申立期間の未納を指摘され、その後夫婦一括で保険料を納付した。」と主張するとおり、申立人の保険料納付記録には過年度納付により未納を解消している事実がうかがえる。

さらに、行政側の国民年金被保険者納付記録には、時効で納められない期間が納付済みとされているなど、不適切な事務処理がみられる。

加えて、申立人は、申立期間前後において、生活環境に変化は無く、収入的にも安定していたとのことであるから、申立期間に隣接する各年度において国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間のみ保険料を未納とすることは不自然と考えられる。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、厚生年金保険の被保険者としての記録が1か月間欠落していることがわかった。私は、昭和35年にA社に就職し、59年8月に退職するまでBグループ会社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事カード、総務部長の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和59年6月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和59年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から58年2月までの期間及び58年8月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月から58年2月まで  
② 昭和58年8月から59年5月まで

私は、20歳になって国民年金加入手続をし、後日、納付書にて国民年金保険料を払ったと記憶しており、申立期間が未加入期間となり、保険料が納付されていないとされるのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことから、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和56年3月ごろに、国民年金の加入手続を行い、後日、納付書にて納付したと主張しているが、申立人は、年金手帳について覚えていないなど、保険料の納付を確認することができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録とA市の国民年金被保険者台帳によれば申立期間①及び②について、納付の確認ができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年7月まで  
昭和59年11月から61年7月までの期間については、自営業の事業主として妻と子供を扶養しており、国民健康保険にも加入していた。申立期間の国民年金への加入手続は妻が行い、保険料は妻が私の保険料を含め2人分を納付していたはずなので、申立期間保険料が納付済みとなっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する国民健康保険証から、昭和59年11月会社を退職後、国民健康保険への加入手続を行っていることが確認できる。

また、申立人は国民年金への加入手続については、国民健康保険へ加入した際に同時に行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日「昭和61年10月25日」と記載されており、その記載内容は、行政側が保有する国民年金被保険者記録等と一致している。このことから、申立人が主張するとおり、国民年金への加入手続を行っていたとは推認できず、申立期間の保険料納付書が交付されていたとは考え難い。

さらに、申立人の住所の異動は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出される事情もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人自身は、国民年金への加入手続等に直接関与していないことから、申立期間の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月1日から56年3月1日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録は確認できないが、私は、昭和55年4月1日から58年3月30日まで、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立ての事業所及び同僚の証言から、申立期間について、A社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、申立ての事業所の前に勤務していたB社を退職した直後から国民年金に加入しており、申立期間の全期間についての国民年金保険料を昭和56年度に過年度納付していることが確認できることから、申立期間について厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、申立期間の被保険者原票を調査しても、健康保険証の整理番号は欠番無く並んでおり、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立期間についての雇用保険記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月10日から同年11月16日まで

私は、A社に勤務していた時に、自動車事故を起こし行政処分を受け、運転ができなくなった。しかし、その間無職というわけにもいかず、以前に勤務していたB社に勤務させてもらった。当時事業所から健康保険証をもらった記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間において、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、在籍記録、勤務実態等を確認することもできない。

加えて、申立期間においてB社に勤務していた事業主の四男も、申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶しておらず、他の同僚2人からも、申立人の勤務実態を確認できる関連資料、供述を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 28 日から 42 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 43 年 5 月 1 日から 46 年 7 月 31 日まで

平成 20 年 2 月頃、年金記録の確認のため社会保険事務所に行ったところ、A社及び、B社に勤務していた期間の記録が無かった。社会保険事務所によると、脱退手当金が支給済みになっているということだが、支給日当時は、二女を出産した直後であるから、その前後に手続に行くとは考え難い。私も夫も、請求も受給もした覚えが無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、請求期間の最終事業所であるB社の被保険者名簿において脱退手当金を支給した記録がある者は、申立人を含め2名であり、申立人以外の1名は、申立人の妹である。

また、申立人姉妹の脱退手当金の支給決定日は、共に昭和 50 年 9 月 10 日となっている。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人、妹共に昭和 50 年 7 月 30 日に氏名変更がなされており、申立期間の脱退手当金が、同年 9 月 10 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

なお、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 11 月から 40 年 3 月まで A 事業所に勤務していた。健康保険証をもらった記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所で勤務していた仕事の内容を具体的に述べているほか、申立期間当時、一緒に勤務していた複数の同僚が申立人の名前を記憶しており、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保有する健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人及び申立人と同じ職種であった同僚の氏名は見当たらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所に確認したところ、申立期間当時の資料は残っていないとしており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。